

別添 2

(区分1) 消防法施行令別表第1(6)項口に掲げる施設(主として自力避難が困難な者が入居又は宿泊する施設)

(現在の対象となる施設)

①老人短期入所施設、②養護老人ホーム、③特別養護老人ホーム、⑤有料老人ホーム(主として要介護状態にある者を入居させるものに限る。)、⑥介護老人保健施設、⑦老人短期入所事業を行う施設、⑧認知症対応型共同生活援助を行う施設

(平成27年度以降に対象となることが予定されている施設)

⑨軽費老人ホーム(避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。)、⑩小規模多機能型居宅介護事業を行う施設(避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。)、⑪その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの(「複合型サービス」などを想定)

(区分2) 介護保険法上の指定基準において「消火設備その他の非常災害に際して必要な設備」等の防火関係規定を定めているサービス

①(介護予防)通所介護、②(介護予防)通所リハビリテーション、③(介護予防)短期入所生活介護、④(介護予防)短期入所療養介護、⑤(介護予防)特定施設入居者生活介護、⑥(介護予防)認知症対応型通所介護、⑦(介護予防)小規模多機能型居宅介護、⑧(介護予防)認知症対応型共同生活介護、⑨地域密着型特定施設入居者生活介護、⑩地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護、⑪複合型サービス、⑫介護福祉施設サービス、⑬介護保健施設サービス